

令和3年（2021年）11月12日

保護者の皆様

札幌市子ども未来局
札幌市教育委員会

ヤングケアラーに関する実態調査への協力をお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の子ども施策に御支援と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー※」については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の成長や教育に影響がありうるといった課題が指摘されています。

この度、札幌市におきましても、市立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に通う生徒を対象に、学校や家庭での生活の中で抱える悩みや困りごとなどをお聞かせいただき、その解決に必要な支援策を検討するためにアンケート調査を実施することとなりました。

ヤングケアラーへのより良い支援を検討していくためにも、できるだけ多くの生徒の御意見をお聞きしたいと考えておりますので、保護者の皆様におかれましては、本調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 調査の概要について

- 本調査は、ネット上で御回答いただくものです。筆記での回答の希望があった場合は、調査用紙と返信用の封筒をお渡ししています。
- お子様には、アンケートフォームの2次元バーコードや調査方法等を記載した調査協力依頼文を配布しています。
- 調査は、11月12日から11月30日までに、札幌市立の中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（中学部・高等部）に通う生徒を対象として実施します。
- 回答に要する時間は10～30分程度です。
- 主な調査項目として、家族の方のお世話に関係した生活状況、悩みや困りごと、相談相手の有無、また、ヤングケアラーへの必要な支援等をお聞きします。
- 本調査は無記名で行います。回答は任意です。回答しなくてもお子様に不利益は全くありません。
- 答えにくい質問は、答えなくても構いません。無理のない範囲で御協力をお願いします。

2 調査回答後の対応について

- 御回答いただいたアンケートの集計データは、統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。また、回答内容を教職員が見ることもありません。
- 調査結果については、令和4年1月頃に札幌市のホームページなどで公表します。
- 調査結果は今後のヤングケアラー支援の取組に生かしてまいります。

<※ヤングケアラーとは>

「ヤングケアラー」とは、法律上の定義はありませんが、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことを指します。以下は、ヤングケアラーの例を示したものです。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : izumi Shiga

<お問い合わせ先>

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課（担当：長谷川、福島）

電話：011-211-2942 ファクス：011-211-2943

<発送者・調査業務受注者>

キャリアフィット株式会社（担当：小倉、青木、石田）

電話：011-206-9654 ファクス：011-211-4694

【生徒用】中高生の生活実態に関するアンケート調査 ご協力をお願い

(札幌市ヤングケアラーに関する実態調査)

札幌市では「子どもの権利条例」をつくり、子どもの権利を大切にしながら、子どもたち一人ひとりが安心して暮らし、健やかに成長していくまちを目指しています。

このアンケート調査は、札幌市立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部・高等部)に通う生徒を対象に実施しており、みなさんに学校や家庭での生活状況の中で抱える悩みや困りごとなど(特に家族の方のお世話に関すること)をお聞かせいただき、それらの解決に必要な支援策を検討するために行うものです。

調査結果は、これからの札幌をより一層「子どもにやさしいまち」にしていくために役立てていきたいと考えていますので、お手数ですが、回答のご協力をお願いします。

◆調査方法

- 次のURLにアクセス、又は2次元バーコードを読み取って、アンケートフォームに直接回答を入力してください。

回答用 URL

<https://questant.jp/q/LC1LJGR7>

2次元バーコード



◆注意事項

- 同じ人が2回以上回答しないようにしてください。
- 筆記での回答を希望する場合は、紙の調査票と返信用の封筒を配布しますので、先生に声をかけてください。

◆調査の回答期限

令和3年11月30日(火)まで

◆この調査に関するお知らせ

- 調査は無記名で行います。回答は自由です。回答しなくてもあなたに不利益は全くありません。
- 答えにくい質問は答えなくても構いません。無理のない範囲でご協力をお願いします。
- 集計はデータを統計的に処理して行いますので、個人が特定されることはありません。
- あなたの回答内容を先生が見ることもありません。
- 集計結果は、札幌市のホームページなどで公表します。調査結果は今後のヤングケアラー支援の取組に生かしていきます。

《お問い合わせ先》

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課(担当:長谷川、福島)

電話:011-211-2942 ファクス:011-211-2943

電子メール:kodomo.kenri@city.sapporo.jp

《発送者・調査業務受注者》

キャリアフィット株式会社(担当:小倉、青木、石田)

電話:011-206-9654 ファクス:011-211-4694



さっぽろ市
02-G01-21-1819
R3-2-1194

大切にしよう！子どもの権利

「子どもの権利」とは、全ての子どもが生まれながらにもっている基本的な権利のことです。子どもを一人の人間として尊重し、守り・支え・育むため、札幌市では「子どもの権利条例」をつくり、子どもにやさしいまちを自指しています。



●安心して生きる

- ・愛情をもって育まれること
- ・いじめや虐待から守られること

●豊かに育つ

- ・学び、遊び、休むこと
- ・夢に向かってチャレンジすること

子どもにとって大切な4つの権利

●自分らしく生きる

- ・それぞれの性格や考え方など、その人らしさが大切にされること

●参加する

- ・自分に関わることに意見を言うこと
- ・伝えた意見が大切にされること

お互いの権利を大切にすること

権利は自分も他の人ももっています。権利がぶつかり合ったときは、お互いの気持ちや考えを尊重しながら話し合うことが大切です。こうした経験を通して子どもたちは成長していきます。

困ったときは相談しよう

困ったことやつらいことがあったら、いつでも学校の先生や家族、周りの人に相談しましょう。周りに相談相手がない場合や、周りの人には話にくい相談をしたい場合は、以下の相談機関をご利用ください。

子どもアシストセンター（札幌市子どもの権利救済機関）

学校のこと、家庭のこと、友達や自分のことなど、様々な悩みの相談を受け付けています。

<例えば…>

- ・誰かに話をきいてほしい
- ・友達とケンカした
- ・家の人に分かってくれない

マスコットキャラクター
ハッピー



受付
時間

月～金 午前10時～午後8時
土 午前10時～午後4時

（日曜日・祝日・年末年始はお休み）

電話
相談

子ども専用（通話料無料）

0120-66-3783

※大人の方は（011-211-3783）

メール
相談

assist@city.sapporo.jp

LINE
相談



（子ども専用）

子ども安心ホットライン（札幌市児童相談所）

家庭のことなどで困っていることや、困っている友達のことなどについて、夜間も相談できる電話相談です。

<例えば…>

- ・お父さんやお母さんとの関係で困っている
- ・家族と一緒にいることがつらい

24時間
対応

011-622-0010

24時間子供SOSダイヤル（札幌市教育委員会）

いじめや不登校、その他様々な悩みについて相談のつてくれたり、援助したりしてくれる相談窓口です。

24時間
対応

0120-0-78310